

2024年5月

Contents

- I. 【インド】インド競争法に関する動向
- II. 【チリ】サイバーセキュリティ基本法の制定とデータ保護法の改正
- III. 【インドネシア】インドネシア語版を作成していない契約の有効性に関する新たなガイドラインの発行

I. 【インド】インド競争法に関する動向

1. インド競争法に関する複数の施行規則の制定及び施行

2002年競争法(Competition Act, 2002)(以下「インド競争法」という。)について、2024年2月、同年3月と続けて、以下の施行規則・ガイドラインが制定、施行された。

- ① Competition Commission of India (Lesser Penalty) Regulations, 2024(以下「制裁金減免手続規則」という。)
- ② Competition Commission of India (Commitment) Regulations, 2024 (以下「確約手続規則」という。)
- ③ Competition Commission of India (Settlement) Regulations, 2024 (以下「和解手続規則」という。)
- ④ Competition Commission of India (Determination of Turnover or Income) Regulations, 2024(以下「売上高・収入算定規則」という。)
- ⑤ Competition Commission of India (Determination of Monetary Penalty) Guidelines, 2024(以下「制裁金算定ガイドライン」という。)

① 制裁金減免手続規則

同規則は、いわゆるリニエンシー手続に関する細則を定めるものである。

この規則は、インド競争法の改正により導入された、リニエンシー・プラス、リニエンシー申請の撤回や反競争的協定の促進に関与した又は関与しようとした事業者(いわゆるハブ・アンド・スポークの論点)についての規定に対応して制定、施行されたものである。この点に関するインド競争法の改正については、当事務所の2023年4月26日付「India Legal Update」¹を参照されたい。

また、同規則は、リニエンシー申請においては、当事者による違反行為への関与の自認(admission)が必要

¹ https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins11_pdf/India_20230426.pdf

となることを明確化した(実務上は既にかかる自認が必要とされていたが、これを法文上も明確にした。)

なお、インド競争委員会(以下「CCI」という。)は、リニエンシー手続について FAQ も公表している。その中では、リニエンシーの申請順位については、CCI における手続の係属中には開示されない(最終命令において開示される)ことが明示されている。

② 確約手続規則、③和解手続規則

これらの規則は、①と同様にインド競争法の改正によって導入された確約手続(commitment)、和解手続(settlement)について、その細則を定めるものである。

特に、確約手続における CCI による確約への同意や和解手続における CCI による和解案の受け入れが、違反事実についての CCI による認定と解釈されてはならない旨の規定が明示的に含められたことが重要である。

確約手続や和解手続の利用を検討する事業者としては、これらの手続を経ても必ずしも当該事業者が法令違反をしたものと認定されないのであれば、レピュテーションリスクや第三者による損害賠償請求が提起されるリスクを一定程度コントロールしつつ、被疑事案を早期に解決するという選択肢が得られることになると思われる。CCI としても事業者側にそのような解決策のオプションを付与することで、迅速に事案を解決し、競争への弊害を早期に除去できるという効果が期待できるものと考えられる。

④ 売上高・収入算定規則

インド競争法において様々な規定の適用の有無に影響する売上高(turnover)や収入(income)の算定に関する定義、範囲等を整理するものである。

⑤ 制裁金算定ガイドライン

このガイドラインは、これまで不透明なきらいがあった CCI による制裁金の算定について、一定の考慮要素(加減要素の明示を含む)や算定方法を示すものである。CCI は、事案の具体的な内容に応じて、ガイドラインが示す一般的な算定方法に沿わない判断をすることも可能とされているが、そのような場合には理由を示すべきともされている。

同ガイドラインは、CCI による制裁金の算定のプロセスに透明性をもたらすものとして評価できる。

2. 結語

CCI は、高額な制裁金を課す権限を有しており、また、実際に複数の事例において、ときにインド内外において耳目を集める高額な制裁金を課してきた。

CCI の活発な活動は、適正な競争を担保するためとはいえ、企業活動の萎縮につながる面も懸念されていた。この点、今回言及した施行規則・ガイドラインの制定は、事業者に競争法に係る懸案の解決に複数の選択肢を付与し、また、手続きの透明性を高める取り組みとして、肯定的に評価してよいものと思われる。

【インド】

弁護士 琴浦 諒

弁護士 大河内 亮

II. 【チリ】サイバーセキュリティ基本法の制定とデータ保護法の改正

1. はじめに

2023年12月、チリの国会でサイバーセキュリティ基本法の制定が承認され²、施行を控えている。また、改正個人データ保護法の制定も2024年内に完了する見込みである。詳細については施行規則やガイドラインの公表を待つ必要があるが、本稿ではこれらの法律の概要を簡潔に説明する。

2. サイバーセキュリティ基本法について

チリの新法であるサイバーセキュリティ基本法は、従前のセクリアル方式での規制と監督を修正し、サイバーセキュリティに関する一般法に基づく中央集権的な規制と監督を図るものと評価できる。すなわち、従前チリのサイバーセキュリティ規制は金融、情報通信、ヘルスケアなどの各産業の管轄官庁が規則を定めており、また、セキュリティインシデントの発生時の報告等も受け付けていたが、サイバーセキュリティ基本法の制定により管轄当局であるサイバーセキュリティ庁が創設された。このサイバーセキュリティ庁は既存の各産業の管轄官庁及び下記の個人データ保護法の改正に伴い創設されるデータ保護当局と連携してサイバーセキュリティに関する事項を管轄する。加えて、国の Computer Security Incident Response Team (CSIRT) も創設することで、重大なサイバーセキュリティインシデントの発生時の報告体制が整備される予定である。

サイバーセキュリティ基本法は「不可欠役務 (*servicios esenciales*)」について定めており、サイバーセキュリティ庁は原則として不可欠役務提供者の中から緊要事業者 (*operadores de importancia vital*) に分類される事業者を特定する。不可欠役務提供者も緊要事業者もそれぞれ所定の安全管理措置を講じることが義務付けられる。かかる義務は公表する基準やガイドラインに則り遵守する必要がある。

サイバーセキュリティ庁は監督官庁として立入調査等をする権限を有しており、義務の不遵守があった場合には行政処分をすることもできる。サイバーセキュリティ庁は必要に応じて事業者のコンピューターシステムへのアクセスを要求することもでき、また、サイバーセキュリティインシデントの発生時の調査協力も義務付けることができる。

不可欠役務提供者も緊要事業者も重大なサイバーセキュリティインシデントの発生時には国の CSIRT に対する報告義務を負い、不可欠役務提供者はアクションプランを策定した場合にはかかるアクションプランを届け出る必要もある。

3. 改正個人データ保護法について

チリにもデータ保護の一般規制である個人データ保護法が存在するが、1999年に制定された古い法律であり、現代社会の要求を反映していない面が少なくなく、また、個人データ保護を専属的且つ独立的に管轄する官庁は存在せず、消費者庁類似の機関と裁判所が一種の規制当局としての役割を果たしていた。しかし、改正個人データ保護法の制定により、データ保護当局が創設される予定である。

改正個人データ保護法の内容は EU 一般データ保護規則 (GDPR) に類似のものとなる予定であり、例えば DPO の設置義務、自動化された意思決定及びプロファイリングに関する規制、アクセス権、削除・修正要求権、データポータビリティ権等のデータ主体の権利が定められる見込みである。

² <https://www.senado.cl/a-ley-nuevo-marco-legal-sobre-ciberseguridad-e-infraestructura-critica>

4. 最後に

以上のとおり、チリで予定されているデータ保護関連の立法及び施行は実務上重要性の高い内容のものであり、注目に値する。そのため、一層の公的資料が公表され次第、詳細を解説する予定である。

【チリ】
弁護士 西山 洋祐

III. 【インドネシア】インドネシア語版を作成していない契約の有効性に関する新たなガイドラインの発行

1. はじめに

2023 年末にインドネシア最高裁判所は、司法職務執行のガイドラインとして、国旗、国語、国の紋章及び国歌に関する 2009 年法律第 24 号(以下「言語法」という。)に関する最高裁判所 2023 年通達第 3 号(以下「SEMA 3/2023」という。)を発行した。SEMA 3/2023 は、外国語のみで作成された契約書の有効性に直接関わるものであり、インドネシアでビジネスを展開する多くの外国企業の利害に関わる。そこで、本稿では SEMA 3/2023 の概要を簡潔に説明しつつ、実務への影響や対策について説明する。

2. 契約書の言語に関する関連法令等

(1) 言語法

言語法は、国家機関、政府機関、民間機関、又はインドネシア人個人が一方当事者となる覚書や合意書にインドネシア語を使用することを義務付けている(言語法第 31 条)。

(2) 最高裁判決

インドネシア語版の契約書が作成されていない契約の有効性が争われた裁判において、最高裁判所は、インドネシア語版が作成されていない契約が無効である旨の判決を下している(最判第 1572 号 K/Pdt/2015)。インドネシア語版が作成されていない契約は、契約の原因(cause)が適法であること(インドネシア民法第 1320 条及び第 1355 条)という契約の客観的有効要件の一つを満たさないことを根拠に無効との判決を下している。

(3) 大統領規則

しかし、その後施行された言語法の施行規則である 2019 年大統領規則第 63 号(以下「PR 63/2019」という。)は、契約当事者に外国人／外国法人が含まれる場合は当該外国当事者の国語及び／又は英語で契約書を作成しなければならないとだけ定めており(PR 63/2019 第 26 条)、インドネシア語版が作成されていない契約が無効になることまでは明記していない。

3. SEMA 3/2023 と言語法の関係

(1) SEMA 3/2023 の概要

SEMA 3/2023 は、インドネシアの民間機関又はインドネシア人個人が、インドネシア語版の契約書を作成することなく外国人／外国法人と契約を締結した場合において、契約当事者のいずれかの”Bad faith”³が証明されない限り、インドネシア語版が作成されていないことは、契約の無効原因にはならないとしている。

(2) 言語法との関係

³ “Bad faith”は SEMA 3/2023 で定義されていないが、この解釈にあたっては、インドネシア民法第 1338 条が参考になると思われる。

上記の通り、SEMA 3/2023 は、契約当事者に外国人／外国法人が含まれる場合の議論であり、契約当事者がいずれもインドネシアの民間機関又はインドネシア人個人である場合の契約の有効性には触れていない。したがって、契約の当事者がいずれもインドネシアの民間機関又はインドネシア人個人であり、かつ、契約書が外国語のみで作成されている(インドネシア語で作成されていない)ケースで、当事者のいずれかの“Bad faith”が証明されたとしても、契約が無効となるか不明である。また、言語法は、上記のようなケースでは、インドネシア語の使用を義務付けているが、インドネシア語版を作成していない場合に契約が無効となることまでは定めていない。このことから、SEMA 3/2023 と言語法は両立する(SEMA 3/2023 は言語法を改廃するものではない)と評価できる。

4. SEMA3/2023 の法的拘束力

最高裁判所が発行した SEMA 3/2023 は、あくまで裁判官に対するガイドラインであり、法令や大統領規則のように法的拘束力を有するものではない。したがって、今後、裁判官がどの程度 SEMA 3/2023 に即した判断を下すかは未知数である。

5. 終わりに

SEMA 3/2023 は、裁判官に対するガイドラインであり法的拘束力を有するものではないが、インドネシア語版を作成していない契約の有効性に関して新たな判断基準を示した重要なものである以上、軽視してはならない。

利害関係者にとって最も重要なことは、今後の動向を注視しつつ、これまでと同様、契約当事者の一方にインドネシアの民間機関又はインドネシア人個人が含まれる場合は、外国語版に加え、インドネシア語版の契約書を作成しておくことである。

【インドネシア】
弁護士 伊勢谷 勇人

【セミナー】

✧ 西山洋祐弁護士が株式会社アルクエデュケーション及び株式会社東京海上日動パートナーズ TOKIO 共催のセミナーにて講演を行います。

2024年6月14日(金)14:00～15:00

「メキシコ法務の最新動向セミナー「総論編」

会場:オンライン

お申込み:

<https://peatix.com/event/3931514/view?k=b713d6287b1204e32936632431ecbfecbcc7f52e>

【お問い合わせ】

alc_seminar@alc.co.jp

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
弁護士 福家 靖成 (yasunari.fuke@amt-law.com)
弁護士 安西 明毅 (akitaka.anzai@amt-law.com)
弁護士 池田 孝宏 (takahiro.ikeda@amt-law.com)
弁護士 高橋 玄 (gen.takahashi@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com